平成２８年（再イ）第１０号
福岡市東区名島３丁目19番452号
再生債務者　一木　健一
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月13日まで
平成28年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１９号
福岡市東区名島３丁目19番345号
再生債務者　上田　健次
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月13日まで
平成28年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第５号
兵庫県加古川市野口町良野136番地の10
再生債務者　三浦　伸一
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第９号
鳥取県鳥取市寿町413番地
再生債務者　稲村　明仁
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月25日　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第７号
新潟県燕市分水文京町37番地
再生債務者　田邉　学
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月23日まで
平成28年４月25日　新潟地方裁判所三条支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第３号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目18番５－17号
再生債務者　玉田　亮彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月22日　神戸地方裁判所伊丹支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第６０２号
北海道千歳市花園６丁目５番11号（認可決定時の住所）北海道千歳市花園３丁目６番７号
再生債務者　一柳てるみ
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年12月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月20日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１６号
宮城県名取市美田園４丁目４番地の６
再生債務者　高橋　健太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月13日まで
平成28年４月22日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２号
宮城県石巻市和渕字小金袋三番52番地８
再生債務者　吉田　節哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月25日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２８年（再ロ）第１００００１号
東京都西東京市芝久保町１丁目５番８－302号
再生債務者　小島　香織（旧姓谷）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月16日まで
平成28年４月25日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第３号
大阪市住吉区清水丘２丁目５番８－304号
再生債務者　橋上　樹里
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月20日まで
平成28年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１７号
横浜市鶴見区生麦１丁目６番10－1001号
再生債務者　齊藤　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１号
富山県高岡市五十里東町178番地
再生債務者　小嵐紀代美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月22日　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（再ロ）第５３号
大阪府豊中市服部元町１丁目10番25－504号
再生債務者　一森　正義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月22日
大阪地方裁判所第６民事部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 28 年３月 31 日
総務省共済組合代表者
総務大臣　山本　早苗

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第18条第２号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。
第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。
第27条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第28条第１項の表中「$\frac{6.07}{1,000}$」を「$\frac{4.27}{1,000}$」に、「$\frac{12.14}{1,000}$」を「$\frac{8.54}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{6.07}{1,000}$」を「$\frac{4.27}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.81}{1,000}$」を「$\frac{0.96}{1,000}$」に改める。

附　則
1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。